

伊丹市人権教育・啓発白書

平成 28(2016)年度事業内容

平成 29(2017)年 12 月

伊丹市

目 次

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系.....	1
はじめに.....	2
特集 「第2期伊丹市男女共同参画計画」について.....	4
報告 平成28(2016)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策.....	10
1. 人権全般の普遍的な視点からの取り組み.....	14
2. さまざまな人権課題への取り組み.....	20
(1) 女 性.....	20
(2) 子ども.....	24
(3) 高齢者.....	28
(4) 障がい者.....	30
(5) 同和問題.....	31
(6) 外国人.....	33
(7) HIV感染者・ハンセン病患者等.....	35
(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題.....	35
(9) その他の人権課題.....	36
3. 人権を守る取り組み(人権相談).....	37
4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	37
(1) 保育所(園)・幼稚園・学校.....	37
(2) 家庭・地域・職域.....	38
(3) 市職員等に対する研修.....	39
5. 総合的・効果的な推進等.....	41
(1) 全庁的な推進体制.....	41
(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働.....	41
(3) 人権啓発センターの取り組み.....	42
(4) 内容・方法の充実.....	42
資料.....	44

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画、県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画／伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状(市民意識調査結果)



【人権の概念】 すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利

【人権の尊重】 自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う = 人権の共存

【人権教育・啓発の基本的視点】 ①人権尊重のまちづくり ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択 ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進 ④自主性の尊重と中立性の確保



II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- ①命の大切さの実感
- ②自尊感情の育成
- ③個性の尊重
- ④社会とのつながりを通して共に生きること

さまざまな人権課題への取り組み

- 女性 子ども 高齢者
障がい者 同和問題
外国人 HIV感染者等
高度情報化の進展に伴う人権問題
ほか

人権を守る取り組み(人権相談)

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

III. あらゆる場における推進

保育所(園)・幼稚園・学校 / 家庭・地域・職域 / 職員研修



IV. 総合的・効果的な推進

- ①全庁的な推進体制 (伊丹市人権教育・啓発推進本部)
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働 (法務局、伊丹人権擁護委員協議会、伊丹市人権・同和教育研究協議会、伊丹市人権啓発推進委員、伊丹市人権教育・啓発推進会議 など)
- ③人権啓発センターの取り組み (人権啓発の拠点施設としての機能)
- ④内容・方法の充実
- ⑤進捗評価及び見直し

はじめに

本市では、さまざまな人権課題に対応する今後の人権教育・啓発の基本的な方向及びその体系を明らかにするものとして、平成22(2010)年10月に伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(以下、「基本方針」)を策定しました。「基本方針」は、伊丹市総合計画を上位計画として、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。「基本方針」に掲げる施策・事業については、毎年度、その成果や課題を検証することとしています。なお、「基本方針」は伊丹市ホームページ内(市民自治部>同和・人権推進課>伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針)でご覧いただけます。

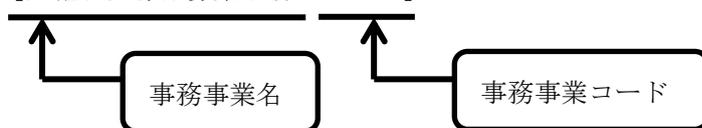
本書は、「基本方針」に基づく年次報告書で、本市が平成28(2016)年度に講じた人権教育・啓発に関する施策について取りまとめており、大きく分けて「特集 第2期伊丹市男女共同参画計画」と「報告 平成28(2016)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策」で構成されています。

「特集」は、本市が平成28(2016)年度に策定した「第2期伊丹市男女共同参画計画」の概要を紹介しております。

「報告」は、「基本方針」において課題として掲げた項目に関する平成28(2016)年度の主な取り組みと人権に関する法律内容を示しています。主な取り組みは、平成28(2016)年度行政評価の評価対象となっている事務事業を中心として、特に人権教育・啓発に関わりのある事務事業を取り上げています。

本書は、行政評価結果報告書との相互利用性を高めるため、行政評価の対象となっている事務事業については、行政評価上の「事務事業名」と「事務事業コード」を掲載しています。なお、コードを掲載している事務事業は、「伊丹市総合計画(第5次)後期事業実施5カ年計画」の体系に基づくもので、詳しい内容については、伊丹市ホームページ内(総合政策部>政策室>行政評価)でご覧いただけます。

掲載例：【人権啓発標語募集事務 921121】



※行政評価とは、効率的かつ効果的な市政運営を行うとともに、市政に関して市民に説明責任を果たすことを目的として、市の各種業務を、経費・活動状況・施策への貢献度等の視点から評価したものです。

●各種業務の担当組織について

本書では各種業務の担当組織が分かりやすいように、組織名を省略したものを次頁に記載しております。

組織名に関しては次の担当組織一覧表をご参照ください。

● 担当組織一覧表	
◇ 市民 → 市民課	◇ 文振 → 文化振興課
◇ 市相 → 市民相談課	◇ 学指 → 学校指導課
◇ 同人 → 同和・人権推進課	◇ 人研 → 人事研修課
◇ 国平 → 国際・平和課	◇ 保体 → 保健体育課
◇ 人教 → 人権教育室	◇ こ家 → こども家庭課
◇ 人セ → 人権啓発センター	◇ こ発 → こども発達支援センター
◇ 障福 → 障害福祉課	◇ こ若 → こども若者企画課
◇ 地高 → 地域・高年福祉課	◇ 少セ → 少年愛護センター
◇ 介保 → 介護保険課	◇ 社教 → 社会教育課
◇ 健政 → 健康政策課	◇ 子支 → 子育て支援課
◇ 図書 → 図書館	◇ 総教 → 総合教育センター
◇ 公民 → 公民館	◇ 総務 → 総務課（市長部局）
◇ 保育 → 保育課	◇ 広報 → 広報課

特集 「第2期伊丹市男女共同参画計画」について

本市では、「伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>」の計画期間（平成24（2012）年度～平成28（2016）年度）が終了することに伴い、平成29（2017）年3月に、「第2期伊丹市男女共同参画計画～性別に関わりなく自分らしく生きられる社会を、次世代に引き継ぐ豊かなまちへ～」（計画期間（平成29（2017）年度～平成33（2021）年度）を策定しました。

特集ではその計画内容の一部を紹介します。

なお、計画の詳細な結果は、伊丹市ホームページ内でご覧いただけます。

組織一覧>市民自治部>同和・人権推進課>男女共同参画>伊丹市男女共同参画計画>第2期伊丹市男女共同参画計画

http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/JINKEN/DANJO_KYODO/DANJO_KEIKAKU/1389094586604.html

1. 見直しの背景

●伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>（平成24（2012）年度～平成28（2016）年度）における取り組み状況（一部抜粋）

伊丹市男女共同参画計画<中間見直し>では、6つの基本目標に基づき取り組みを進めてきました。取り組み状況については、次のとおりです。

○特に取り組んだもの ▲大きく課題の残ったもの

主な取り組み状況
基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり
○男女共同参画の啓発紙を自治会回覧（平成24（2012）年～平成26（2014）年）
○性的マイノリティについて教職員向け研修、資料の作成、教職員対象でLGBTについての研修を実施（平成27（2015）年以降）
○男女共同参画関連図書等の充実、目録作成
○DV防止の啓発活動の充実
▲ジェンダーに関するメディア・リテラシー向上のための学習・研修機会の充実
▲キャリア形成に関する講座の充実

基本目標Ⅱ 男女が対等に働ける環境づくり

- 各種制度等について中小企業共済ニュースへの記事掲載、チラシ配布等
- 雇用の場におけるハラスメントについての事業者への資料配布
- 女性のためのチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施
- 男女共同参画推進事業所表彰の実施と広報、ホームページ、パネル展等での紹介
- 病児保育開始（平成 27(2015)年）
- 児童くらすぶの対象学年の順次拡大開始、学校休業日の開所時間の繰り上げに着手
- ▲雇用の場での男女共同参画に関する法制度等について、市民意識調査における認知度の低下、さらなる周知・啓発活動の実施
- ▲事業主へのワーク・ライフ・バランス等に関する周知・啓発活動の実施

基本目標Ⅲ 男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービスの充実

- 伊丹病院の年代や性差に応じた出前講座、高校等へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツをふまえた出前講座の実施
- 健診時の地域子育て拠点の案内実施
- 伊丹病院分娩再開（平成 27(2015)年から）
- 専門職、民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する研修、資料配布を実施
- 介護マーク名札配布事業の開始等
- ひとり親家庭への支援事業の実施
- WEBサイト「いたみすくすく」の開始
- 父親の育児参加事業の実施（公募型協働事業）
- 子どもの居場所づくりに関する事業の実施
- ▲予防を含めた産後うつへの対応
- ▲ひとり親家庭への支援に関して、平日就業している保護者にも届きやすい情報提供の工夫
- ▲就業している保護者が参加しやすい日時に配慮した事業の実施

基本目標Ⅳ あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

- 伊丹市DV防止・被害者支援計画策定（平成 27(2015)年 3月）
- 関係機関との連携した支援、啓発活動の実施
- DV相談室案内ポスターの公共施設や大型商業施設等への配置
- セクハラ相談の実施
- 性暴力・人身取引について、パネル展での啓発
- 子どもへのCAP講習、青色防犯パトロール実施の継続
- ▲子どもの安全を受け止める大人への教育の実施

基本目標Ⅴ 男女が共に輝くまちづくり

- 男女共同参画推進委員会を通じた地域活動団体への働きかけ
- 女性・児童センター登録グループへ男女共同参画についての研修会実施
- 地域防災計画における男女共同参画の視点からの見直し・修正案の提示
- 女性消防団員採用（平成 26(2014)年 10 月）
- ▲女性リーダーの養成に関する講座の充実
- ▲地域防災における男女共同参画のさらなる推進
- ▲男女共同参画の視点でのバリアフリーを考慮した公共施設の整備

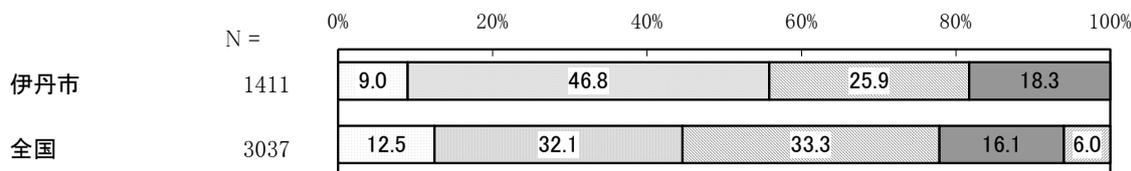
基本目標Ⅵ 計画の総合的な推進

- 男女共同参画施策市民オンブードによる進捗状況調査の実施（平成 9(1997)年から）
- 男女共同参画推進委員会を設置し様々な団体と協働した啓発活動を実施（平成 24(2012)年から）
- 「平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
- 伊丹市特定事業主行動計画の策定（平成 28(2016)年）
- 職員向け男女共同参画研修、DV 防止セミナーを実施
- ▲審議会等に占める女性委員割合 33.6%（平成 28(2016)年 4 月 1 日現在）（目標値 40%）
- ▲男女共同参画に関する講座のさらなる充実

●市民意識の現状（平成 27（2015）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民調査結果報告書より一部抜粋）

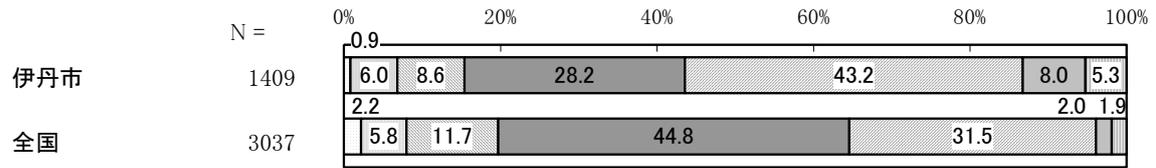
平成 27（2015）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、次のような市民意識の現状が明らかになりました。

グラフ 1 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成か（単数回答）



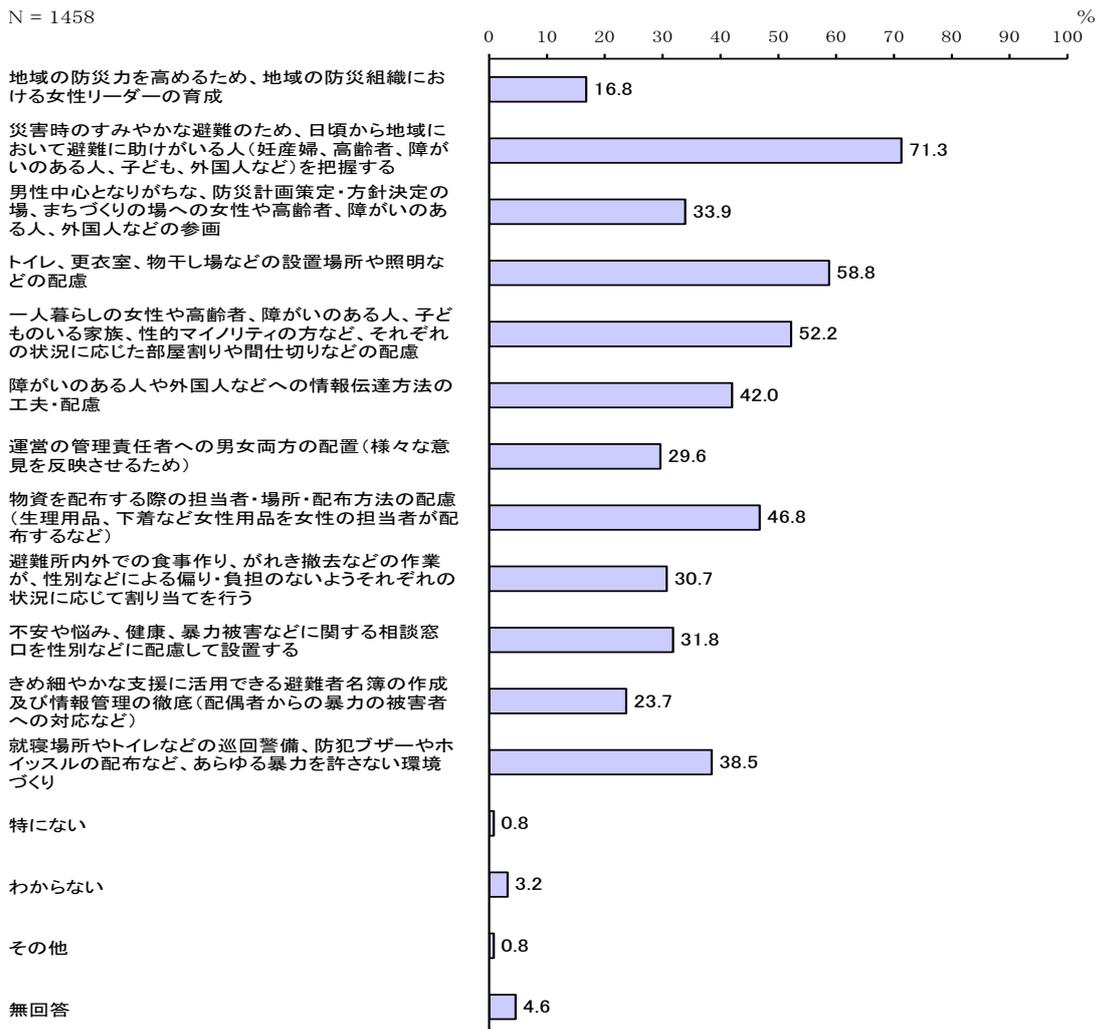
- 賛成する
- どちらかといえば賛成する
- どちらかといえば賛成しない
- 賛成しない
- 無回答

グラフ2 一般的に女性が仕事をもつことについて、どう考えるか（単数回答）



- 女性は仕事をもたない方がよい
- 結婚するまでは、仕事をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい
- ずっと仕事を続ける方がよい
- 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

グラフ3 防災・災害復興対策において、人権・男女共同参画に配慮して取り組む必要があると思うもの（複数回答）



2. 第2期伊丹市男女共同参画計画の概要

●第2期計画（平成29(2017)年度～平成33(2021)年度）の体系

第2期計画では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を受け、すべての女性の活躍推進のため、あらゆる分野での女性の参画支援に努めます。また、災害分野に関しては、男女共同参画の視点に立ち取り組みを進めます。さらに、次世代を担う人への教育・啓発に加え、子どもを取り巻く大人への啓発を行うことにより、次世代に男女共同参画社会を引き継げるまちをめざします。その他、関係団体との連携強化にも重点を置いています。計画については、PDCAサイクルで取り組みを進められるよう、126の具体的施策を設定しています。

I 性別に関わりなくとも活躍できるまち

【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する

- 1 働く場における男女平等を推進する
- 2 生活の場における男女平等を推進する
- 3 地域社会における男女平等を推進する

【基本目標2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

【基本目標3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める

- 1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める
- 2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる

【基本目標4】性差に配慮した健康施策を推進する

- 1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する
- 2 性差にまつわる健康施策を推進する

【基本目標5】困難を有する女性などに対する施策を推進する

- 1 ひとり親家庭に対する施策を推進する
- 2 障がい者・外国人、困難を有する女性に対する施策を推進する
- 3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する

III 性別に関わりなく、誰もが安全で安心できるまち

【基本目標6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

- 1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する
- 2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する
- 3 性暴力を防止する

【基本目標7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

- 1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する

- 2 災害時において女性に配慮した対策を充実する
- 3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

IV 計画の着実な推進

【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する

- 1 庁外と連携や協働により計画を推進する
- 2 庁内推進体制を充実する
- 3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する

報告 平成 28(2016)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策

《平成28(2016)年度の実施内容》

本市における人権教育・啓発は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課、人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を中心に実施しています。また、他の部局においてもその所掌事務との関連で人権に関わる各種の教育・啓発活動を行っています。さらに、人権擁護委員や伊丹市人権・同和教育研究協議会などの市民団体の参画や協働を得て、人権に関わるさまざまな活動を展開しています。

平成 28(2016)年度に本市が実施した人権教育・啓発推進に関する事務事業は、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の体系に基づき、14 頁以降で詳しく報告していますが、主な新たな取り組みなどは以下のとおりです。

①伊丹市住民票の写し等本人通知制度

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者等に交付した場合に、事前登録した方に対して交付した事実をお知らせする制度です。

本市では、住民票の写し等の不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、平成 27(2015)年 6 月 10 日にこの制度を導入しました。

本制度の周知のためにリーフレット・ポスターを作成し、市内公共施設等への配布や説明会・イベントで活用するなど、市民への周知を図り、平成 28(2016)年度で新たに 54 人が登録され、計 376 人【前年度 322 人】の登録者となりました。(市民・同人)

②「第 2 期伊丹市男女共同参画計画」の策定

平成 18(2006)から平成 28(2016)年度(平成 24(2012)年中間見直し)までの「伊丹市男女共同参画計画」の計画期間が終了することに伴い、これまでの取組を振り返るとともに、今後より一層進めていくべき本市の男女共同参画施策のあり方を示す「第 2 期伊丹市男女共同参画計画～性別に関わりなく自分らしく生きられる社会を、次世代に引き継ぐ豊かなまちへ～」を策定しました。

策定にあたっては、「平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や伊丹市男女共同参画審議会の答申の他、これまでの伊丹市男女共同参画施策市民オンブードからの報告内容やパブリックコメントに寄せられた意見を参考としました。(同人)

③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)に関する取り組み

平成 28(2016)年 4 月 1 日施行の同法の趣旨にのっとり、本市の障害者差別の解消のための取り組みを確実なものとするため、「伊丹市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」の策定や、市職員及び関係機関を対象とした研修の実施、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業による「障害者差別解消法」に係る講演、意見交換会の開催、障害者差別解消支援部会の設置に向けて取り組みました。(障福)

● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、平成 25(2013)年 6 月に制定され、平成 28(2016)年 4 月 1 日から施行されました。

同法では国及び地方公共団体の責務や国民の責務、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供などが定められています。

一般の個人の言動などは対象となっておりますが、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別解消の取り組みの推進により、社会全体として障がいのある人への理解を深めることは、共生社会の実現のために非常に大切なことです。

〈合理的配慮について〉

合理的配慮とは、障がいのある人から日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものについて取り除きを求める意思表示があった場合に、その障壁を取り除くために講じられる措置のことです。

合理的配慮の具体例としては以下のようなものがあります。

- ・ 段差がある場合、車いす利用者の移動をサポートする。または携帯スロープを渡して段差を解消する
- ・ 券売機の利用が難しい場合、職員が操作を手伝ったり、窓口で対応したりする
- ・ 聴覚障がいのある人には筆談など音声以外の方法で伝える

合理的配慮の具体例については、内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/> でご覧いただくことができます。

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ対策法」という。）に関する取り組み

平成 28（2016）年 6 月 3 日に同法が施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。（国平・同人）

また、平成 28（2016）年 8 月 29 日には、伊丹市人権教育指導員の^{ぼんじょんらん}方政雄さんによる、ヘイトスピーチ対策法が成立した背景や在日韓国朝鮮人の歴史的背景を正しく理解する研修会を市職員向けに実施し、87 人が受講しました。（国平）

● 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（基本理念）

第一条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

(1) 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

(2) 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

3 基本的施策

基本的施策として、国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、これらの基本的施策を実施するよう努めることとする。

⑤「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）に関する取り組み

平成 28（2016）年 12 月 16 日に同法が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

市では市のホームページにて公開し、周知・啓発しました。（同人）

●部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

1. 人権全般の普遍的な視点からの取り組み

<1> 差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

市民一人ひとりがさまざまな人権課題を自らの課題として受け止め、差別のない明るい社会を築くことを目的として、平成28(2016)年11月1日に伊丹アイフォニックホールで開催しました。今年度は、ミュージシャンの都啓一^{みやけいいち}さんを講師に迎え、「病気になってわかったこと～前向きに生きるために～」と題して、闘病体験を通して、支えてくれる周りの人への感謝の気持ちや前向きに生きることの素晴らしさ、生きていること



差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

の喜びについてご講話いただきました。記念講演を行ったほか、都市宣言朗読、人権作文・ポスター・標語入賞者表彰を実施し、331人の参加がありました。【差別を許さない都市宣言制定記念市民集会事業 921120】(人教)

●参加者のアンケートから「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」

- ・今生かされていることに甘えることなく前向きに日々送ること、自分のことだけでなく周囲を思いやることの大切さを再確認しました。
- ・命の大切さ、いつか誰もが死を迎えるからこそ、戦争したり人と人が憎み合ったり、差別したり、いじめたりすることがむなしいと思った。
- ・色々な立場の人たちが一同に集まり、差別や人権について考えたり感じたりすることで、ここを出発点として伊丹市に思いが広がっていったらいいと思いました。

※アンケート結果より、「たいへん満足だった」「まあ満足だった」の割合=92%

<2> 第12回人権フェスティバル

平成28(2016)年10月15・16日の両日、人権啓発センター『ふらっと』にて、市と実行委員会の共催による第12回人権フェスティバルを開催しました。15日は児童館広場で模擬店や人権センター登録グループの発表などの催しが行われました。夜は第29回人権講演会「一緒に生きていこう～ヘイトスピーチと人権～」と題して、のりこえねっと共同代表の辛淑玉^{しんすご}さんの講演が行われました。16日は人権と平和のウォークラリーで地域の歴史や平和について学び、午後からは和太鼓、バレエ、民族舞踊、創作劇などの舞台発表が行われました。「すべての人が認め合う暮らしを創ろう」のテーマに沿った学習の機会となりました。

2日間で延べ620人の参加がありました。(人セ)

<3> 人権啓発標語

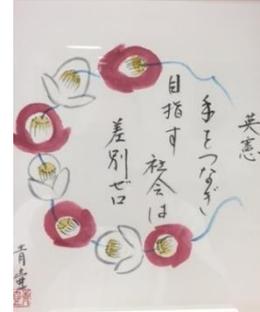
市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、人権の大切さについて理解を深める

ことを目的に、人権啓発標語を募集しました。平成 28(2016)年度は 2,533 点(前年度 3,458 点)の応募がありました。優秀作品 7 点と入選作品 5 点については俳画を作成し、市役所 1 階ロビーやことば蔵、人権啓発センター等で展示しました。【人権啓発標語募集事務 921121】(人教)

平成 28 (2016) 年度人権啓発標語

優秀作品

見て見ぬふり それもいじめの 仲間入り
 大切なのは 貴方が貴方で いることです
 差別うむ 無知 無関心 無関係
 手をつなぎ 目指す社会は 差別ゼロ
 あなたの目 人権守る ミマモルメ
 考えよう あなたの言葉が 持つ力
 子どもは見て聞いている 親が伝える身近な差別



優秀作品の俳画

入選作品

傷つくよ 見て見ぬふりと 知らんぷり
 ふしぎなし! ぼくのランドセル 赤いので
 あたたかい ことばがあふれる まち伊丹
 認めあう 互いの個性と 多様性
 2つじゃない 性別見る目を 変える時

〈4〉 人権作文・ポスター

次代を担う小・中学生が、人権に関わる作文やポスターの表現活動ととして、人権尊重の重要性・必要性についての理解を深めることを目的として、人権作文と人権ポスターを募集しました。平成 28(2016)年度は人権作文 5,972 編(前年度 5,795 編)、人権ポスター1,004 点(前年度 1,154 点)の応募がありました。中学生の人権作文 4,637 編(前年度 4,273 編)のうち優秀作品を全国人権擁護委員連合会が主催する全国中学生人権作文コンテストに応募しました。



人権週間記念作文集

優秀作品は、「人権週間記念作文集」に収録し、学校教育の資料として、また児童生徒等を通じて保護者に配布し、家庭における話し合いや研修会等における研修資料として積極的な活用を図りました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】【人権作文・ポスター募集事務 921122】(人教・同人)

〈5〉 人権教育指導員

幼児期の教育、学校教育、および社会教育における人権教育に識見がある市民を人権教育指導員に委嘱し、学校・地域・団体からの希望に応じて、研修等の講師や助言者として派遣しています。平成 28(2016)年度は 88 回(前年度 93 回)の研修等に派遣し、延べ 3,581 人(前年度 3,973 人)の参加がありました。【人権教育指導員派遣事業 921106】(人教)

人権教育指導員派遣研修会 「課題別」集計表(過去4年分)

課 題	平成 25 (2013)年度		平成 26 (2014)年度		平成 27 (2015)年度		平成 28 (2016)年度	
	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合
女性	4	4%	3	3%	1	1%	3	4%
子ども	39	35%	41	43%	36	36%	32	36%
高齢者	2	2%	0	0%	2	2%	3	4%
障がい者	11	10%	8	8%	8	9%	2	2%
同和問題	20	18%	27	28%	22	24%	22	25%
外国人市民	4	4%	3	3%	7	8%	7	8%
感染症患者	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
さまざまな人権問題	28	25%	16	14%	17	18%	19	21%
上記以外の研修	4	4%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	112		98		93		88	

<6> 人権啓発推進委員

地域における人権啓発活動を推進するため、小学校区ごとに啓発活動に取り組む市民を人権啓発推進委員に委嘱しています。委員はそれぞれの地域で人権研修会等を企画し、平成 28(2016)年度には延べ 23 回開催し、延べ 1,291 人の参加がありました。さらに、資質向上のため、学習会や管外研修等を実施しました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

人権啓発推進委員の関わった人権研修会

実施日	対象者	内容
平成 28 (2016) 年 6 月 18 日 (土)	小学生、保護者、地域 住民	車椅子バスケットの選手を招き体験会
平成 28 (2016) 年 10 月 12 日 (水)	保護者、地域住民	P T A 教養部研修会
平成 28 (2016) 年 10 月 16 日 (日)	保護者、地域住民	地区健康展 (パネル展) 「環境と健康づくりの つどい」
平成 28 (2016) 年 10 月 25 日 (火)	保護者、地域住民	三校合同人権研修会
平成 28 (2016) 年 10 月 27 日 (木)	地域住民	DVD 「明治維新と賤民廃止令」視聴 講話 「出会いの中で見えてきたもの」
平成 28 (2016) 年 10 月 31 日 (月)	保護者、地域住民	講演会 「子どもの心を育てる」

平成 28 (2016) 年 11 月 16 日 (水)	保護者、地域住民	人権学習の授業参観の後、人権講演会
平成 28 (2016) 年 11 月 18 日 (金)	地域住民	DVD「ここから歩き始める」視聴・意見交流
平成 28 (2016) 年 11 月 28 日 (月)	地域住民	管外研修「奈良県立同和問題関係資料センター」
平成 28 (2016) 年 12 月 9 日 (金)	保護者、地域住民	中学校ブロック人権学習会
平成 28 (2016) 年 12 月 17 日 (土)	小学生、保護者、地域住民	車椅子バスケットの選手を招き体験会
平成 29 (2017) 年 1 月 11 日 (水)	地区社協役員、理事	DVD「人権のヒント 地域編」視聴・意見交流
平成 29 (2017) 年 1 月 26 日 (木)	保護者、教員、地域住民	講演会「他者を思いやる心」
平成 29 (2017) 年 2 月 1 日 (水)	地域住民	人権学習会(部落差別解消推進法、本人通知制度等)
平成 29 (2017) 年 2 月 8 日 (水)	保護者、地域住民	小学校 PTA 人権学習会「子育てについて」
平成 29 (2017) 年 2 月 17 日 (金)	保護者、地域住民	教育講演会
平成 29 (2017) 年 2 月 18 日 (土)	自治会役員	DVD「人権のヒント 地域編」視聴・意見交流
平成 29 (2017) 年 2 月 21 日 (火)	保護者、地域住民	すこやかネット教育講演会
平成 29 (2017) 年 2 月 28 日 (火)	地域住民	DVD「ここから歩き始める」視聴・意見交流
平成 29 (2017) 年 3 月 5 日 (日)	地域住民	DVD「ほんとの空」視聴・意見交流
平成 29 (2017) 年 3 月 11 日 (土)	地域住民	NPO 法人 伊丹人権啓発協会主催 人権講演会
平成 29 (2017) 年 3 月 23 日 (月)	まち教役員、地域住民	講話「高齢者の権利擁護」

〈7〉 視聴覚教材の貸し出し

学校・家庭・地域・職場等の人権学習教材として、さまざまな人権課題に関するVHS・DVDを貸し出しています。平成 28(2016)年度は新たにDVD15 作品を(下記表参照)人権教育室、人権啓発センター『ふらっと』、同和・人権推進課、伊丹市人権・同和教育研究協議会で購入等

しました。貸し出しにあたっては、作品ごとに研修方法を例示して利便性を高めるとともに、各種研修の開催時に貸し出し目録を配布するなど周知を図り、平成 28(2016)年度には 260 件(前年度 180 件)の利用がありました。【視聴覚教材貸出事務 921108】(人教)

平成 28(2016)年度の購入等作品

タイトル	内容	上映時間	制作年
風の匂い	健常者と障がい者という壁。その壁を考えるとともに、職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある「合理的配慮」について考えさせられる内容。	34	2017
人権啓発は企業にどんな力をもたらすのか	企業に働く人が人権の視点を取り入れて仕事に関わっていくことが企業にとってどんな力をもたらすかという内容をドラマ形式で事例を取り上げて紹介。	25	2017
多様性を尊重した職場のコミュニケーションと人権 I	様々なハラスメントの芽を摘むためにも、よりよいコミュニケーションが重要となってくる。どこの企業でもありそうなショートドラマと振り返りを通じて、多様性を尊重したコミュニケーションを考える。	25	2015
多様性を尊重した職場のコミュニケーションと人権 II	企業の多様化が原因で発生する人権課題とその解決のヒントをわかりやすく描いたドラマ。	25	2015
性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメント	見過ごされがちな性的少数者(LGBT)へのセクシュアルハラスメントを多くのものに気づかせる内容。	29	2017
近代医学基礎を築いた人々	「解体新書」の翻訳などで取り上げられている解剖にあたった「百姓町人とは別に厳しく差別されてきた人々」がなぜ人体の内部に詳しくたのかを解き明かす内容。	17	2015
わたしたちが伝えたい、大切なこと	日常生活の中で「人権」について理解を深めていった気づきのプロセスを描いた内容を通して、「人権ってなんだろう」と、自分自身の問題として考えてもらうことを目的とした3つのアニメーション。	31	2017
すべての人々の幸せを願って	国連の人権への取り組み、女性の人権、子どもの人権、障がいのある人の人権、外国人の人権。すべての人々の幸せを国際的視点から考える作品。	35	2016
外国人と人権	外国人に関する人権問題をドラマや解説で明らかにし、多様性を認め、人が人を大切にする人権尊重の社会を築くために何ができるかを考える。	33	2016

インターネットと人権 加害者にも 被害者にも ならないために	主に中高生やその保護者、教職員を対象に、インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用法・対策について、わかりやすくまとめたもの。	30	2016
光射す空へ	大学生たちの悩みと学びを通して、「正しい知識と理解」「多様性の需要と尊重」の大切さを描いた作品。	46	2015
わかっカフェへようこそ	町の路地にたたずむこの小さなカフェにはいろんな出会いがあり、出会った人と人が言葉を交わし、心を通わせ、互いに認め合い、高めあうことができる。そんなココロまじわるヨリドコロ。	35	2016
LGBTを知ろう	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説。	20	2016
桃色のクレヨン	知的障害のいとこ。とまどいながらも接していく中で、いとこの姿を通して大切なことに気づきます。	28	2006
逃げ遅れる人々 東日本大震災と障害者	障害があるということは、災害時には普段以上のハンディとなる。マスメディアでは断片的にしか取り上げられない、被災地の障がい者のさまざまな現実に向き合う。	74	2012

＜8＞ 平和啓発事業

戦争の悲惨さと平和の尊さを考える平和施策の推進のため、7・8月を「平和を考える夏」と位置づけ、啓発リーフレットを作成し、市民と共に平和な社会の構築をめざすため、市民団体等と連携して、さまざまな施設等で平和啓発事業「平和を考える夏」を実施しました。【戦争と平和展事業 921201】 【平和啓発事業 921202】 (国平)

平和月間啓発事業一覧

※ [] 内は参加者数

事業名	実施日・(会場)	内容
平和パネル展 ・山本美香 平和のパネル展	平成 28(2016)年 7月 14日～20日 (ラスタホール)	シリア内戦を取材中に凶弾に倒れたジャーナリストの山本美香 ^{やまもとみか} さんが撮影した世界の紛争地の写真を展示しました。 [1,064人](国平)
夏休み平和映画会 「おこりじぞう」 「100 ぼんめのサル」	平成 28(2016)年 8月 21日 (きららホール)	子どもたちに戦争の悲惨さ、平和と生命の尊さを伝えるため、夏休み期間中に、アニメ映画等を2作品上映しました。 [37人](国平)
平和の講演会	平成 28(2016)年 7月 16日 (ラスタホール)	山本美香さんの同僚のジャーナリストを招き、山本さんの活動の足跡や各地の紛争の状況などについて講演していただきました。 [26人](国平)

原爆および戦争犠牲者の冥福を祈り黙とう	平成 28(2016)年 8月 6日・9日・15日	原爆および戦争犠牲者の冥福と核兵器のない世界を願い、各日時(6日午前8時15分、9日午前11時2分、15日正午)に1分間の黙とうの実施呼びかけを行いました。(国平)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成 28(2016)年 8月 6日 (図書館南分館)	絵本「七昔」「おこりじぞう」「せんそうしない」の読み聞かせをしました。[19人] (図書)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成 28(2016)年 8月 6日 (図書館北分館)	「子どもたちへ、今こそ伝える戦争」より「じいちゃんが子どものころ、日本は戦争をしていた」絵本「ぼくのこえがきこえますか」「せんそうしない」の読み聞かせをしました。[8人](図書)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成 28(2016)年 8月 13日 (図書館「ことば蔵」)	絵本「へいわってどんなこと?」「アンジェラのおねがい」「青いかいじゅうと赤いかいじゅう」の読み聞かせをしました。[6人](図書)
伊丹・平和の美術展	平成 28(2016)年 8月 10日～15日 (いたみホール)	伊丹の芸術家のみなさんが、平和への祈りを込めて、絵画や写真・書などの作品を展示しました。[356人](文振)
平和の鐘・カリヨンコンサート	平成 28(2016)年 8月 15日 (有岡城跡史跡公園)	平和な社会を願い、平和の鐘の音を楽しむコンサートを開催しました。[約 400人] (国平)
小学生☆夏休み平和の学習	平成 28(2016)年 8月 23日 (市内戦跡及び近隣市)	市内及び近隣市の戦争遺跡、平和関連施設をめぐり、平和の大切さをまなびました。[5人] (国平)
夏休み☆平和館外学習	平成 28(2016)年 8月 3日 (堺市立平和と人権資料館)	子ども達が資料館の展示を通して、平和の大切さや環境問題について考え、一人ひとりの人権を尊重する事の大切さを学ぶ[6人] (人セ)

2. さまざまな人権課題への取り組み

(1) 女性

①男女共生教育及び生涯学習等の推進

学校園においては、性別にとらわれずさまざまな仕事に就くことができることや毎日の生活に何気なく組み込まれている男女のあり方に気付くことができるよう「男女共生教育ハンドブック」の活用等を通して男女共生教育を推進しました。(学指)

また、男女共同参画啓発のために以下のイベントを行いました。

▽男女共同参画週間パネル展＝内閣府の男女共同参画週間(6月23日～29日)にあわせて、市役所で啓発パネル展を行いました。(同人)

▽男女共同参画推進市民フォーラム＝平成 28(2016)年 11 月実施。HEALホリスティック教育実践研究所所長金香百合^{きむかゆり}さんを講師とした講演「可能性が全開する生き方をめざそう～私に栄養!魔法のコトバ～」等に 68 人の参加がありました。【男女共同参画推進市民フォーラム事業

921308】（同人）

▽男女共同参画推進研修＝平成 29(2017)年 1 月実施。民生委員・児童委員等を対象として(有)フェミニストカウンセリング堺所属フェミニストカウンセラーの加藤伊都子^{かとういっこ}さんを講師とした研修「男女共同参画の視点から考える 地域に寄り添う相談・支援」を実施し、213 人の参加がありました。(同人)

▽男女共同参画施策推進研修＝平成 28(2016)年 8 月実施。市職員等を対象とし、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードを講師とした研修「災害時における男女共同参画の視点の必要性について」を実施しました。参加者数 42 人。(同人)

公民館では家庭教育支援事業「パパとキッズのプレイルーム」を実施し、父親の積極的な育児参画の推進を図りました。(公民)

②女性の人権を尊重し、男女平等を推進する活動等の支援

女性・児童センターを拠点として、男女共同参画の推進や暴力の防止、女性の健康、性教育、男性の家庭力などをテーマに各種事業を展開しました。

「国際女性デー」(3月8日)にちなみ女性の地位向上を目的とするイベント「いたみミモザの日」(3月5日実施)では、記念講演「嬉しいことばが地域を変える」をはじめ、オンブード報告会、ワークショップ「パープルリボンを作ろう」の催しなどに約 890 人が参加しました。

このほか、主な事業として、以下の講座やイベント等を実施しました。

▽男女共同参画基礎講座～男女共同参画社会って何だろう～＝(参加者 26 人)

▽男女共同参画基礎講座「じぶん まる！」～性ってだれかに決められるもの？～＝(参加者 58 人)

▽簿記講座＝(月 4 回、参加者 354 人)

▽働くママのためのマナーセミナー＝(全 2 回、参加者 10 人)

▽働くわたしのためのあわてない・無理しない・あきらめない新しい時間の使い方＝(参加者 10 人)

▽育児×介護×仕事＝(参加者 12 人)

▽女性の“働く”への不安、解消できるかも！＝(市の女性のためのチャレンジ支援講座として共催で実施、全 2 回、参加者 27 人)

▽DV防止講演会「傷つけあう家族 DV・虐待の連鎖を断ち切るために」＝(市立伊丹高校と連携、参加者 299 人)

▽女性を守る法律講座＝(参加者 8 人)

▽防災講座「もしもの時こそ女性の視点を大切に」＝(参加者 27 人)

▽「ココロが楽になるコミュニケーション術」＝(全 4 回、参加者 44 人)

▽心理学講座「少しずつ前向きになればいい」＝(全 2 回、参加者 49 人)

▽ピフィラティス＝(全 2 回、参加者 32 人)

▽いのちのおはなし＝(全 3 回、参加者 112 人)

▽DVD上映会

「マララー教育を求めて戦う少女」＝（参加者 19 人） 「乳がん」＝（参加者 9 人）

「マダム・イン・ニューヨーク」＝（参加者 10 人）

「家庭の中の人権 生まれくる子へ」＝（参加者 52 人）

▽男女共同参画関係図書等の貸し出し(女性交流サロン所蔵の図書、雑誌、DVD等の利用者数 1,379 人)、情報誌「ハート・メール」の発行(年 4 回)などを通して啓発を図りました。【女性・児童センター管理運営 921307】（同人）

▽伊丹市男女共同参画推進委員会＝各種団体の推薦 10 人と公募 2 人の委員により、DV防止についての学習や協働での啓発活動、団体と連携した研修を実施するなど地域に広く男女共同参画意識を啓発する取り組みを行いました。【男女共同参画計画推進事業 921301】（同人）

▽男女共同参画情報紙「com-com(コム-コム)」＝公募市民が企画・編集する情報紙の自治会回覧開始を想定して年 1 回計 10,000 部発行し、市民の力を生かした啓発活動を行いました。【男女共同参画情報紙発行事業 921305】（同人）

▽男女共同参画施策市民オンブード調査＝伊丹市男女共同参画計画の進捗状況を市民オンブードがヒヤリング調査等を通じて報告書を伊丹市男女共同参画推進本部長である市長に提出するとともに、イベントでの報告や概要版の配布、市ホームページへの掲載等広く市民に公表しました。【男女共同参画施策市民オンブードによる進捗状況調査 921309】（同人）

③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会等への女性委員の登用拡大に向けて調査を行い、平成 28(2016)年 4 月 1 日現在、全委員 757 人のうち女性委員は 254 人、全体に占める割合は 33.6%で、前年に比べ 0.4 ポイント増加しました。(同人)

また、市職員の管理職総数に占める女性の割合は平成 28(2016)年 4 月 1 日現在、20.5%で、前年に比べ 0.5 ポイントの増加となり、全国的にも高い水準を維持しています。(人研)

④雇用の場における男女平等のための啓発

ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備や女性の能力活用など男女共同参画推進に積極的に取り組む市内事業所を公募し、平成 28(2016)年度は株式会社ハーテックと株式会社大黒製作所に「男女共同参画推進事業所表彰」を贈りました。あわせて「広報伊丹」等で取り組みをPRしました。【ワーク・ライフ・バランスの普及及び推進事業(男女共同参画推進事業所表彰事業)212601】（同人）

⑤女性に対する暴力への対応

「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第 2 期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」に基づき、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークを中心に、主管者会議及び担当者会議を開催、情報交換や被害者対応の確認を行うなど連携を深めました。

▽伊丹市DV相談室(伊丹市配偶者暴力相談支援センター)＝「婦人相談員」(DV相談員)が被害者等の相談に応じ、関係機関との連携によりDV被害者の一時保護や自立支援等を行いました。

【DV対策事業 921302】 (同人)

伊丹市DV相談室での相談件数

年度	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
総相談件数	420	593	655	763	793
うちDV件数	399	574	582	706	744

▽DV防止啓発事業＝内閣府主唱の女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)にあわせて、市役所と女性・児童センター、図書館「ことば蔵」で女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンツリーキャンペーンを実施しました。また、同期間中、国際・平和課との連携により、フランドルの鐘(カリヨン)のパープルライトアップを行った他、伊丹警察と伊丹市立伊丹高等学校、ネットワーク関係機関との協働により、JR伊丹駅前でもDV・デートDV防止の街頭啓発キャンペーンを実施しました。

国際ソロプチミスト伊丹による、JR伊丹駅前と阪急伊丹駅前での街頭啓発活動やチャリティバザー会場でのパープルリボンツリーキャンペーンなど地域の団体からも啓発活動についての協力をいただくことができました。(同人)

▽DV防止セミナー＝市民、市職員等を対象とし、DV被害について理解を深め、DVの発見と対応について学ぶため、「DVってなに?」と題する講演会を開催しました。参加者数50人。(同人)

▽DV相談窓口案内カード＝DV被害者や周囲の人に相談窓口を周知し、早めの相談を促すため、カードを4,000枚作成し、主に公的機関に配置、配布しました。(同人)



パープルライトアップの様子(フランドルの鐘)

⑥相談体制の充実と周知

女性・児童センターにおいて、各種相談に対応しました。

▽女性のなやみ相談＝日常生活上の悩みや心配事などについて。

▽女性のための法律相談＝女性弁護士による相談。【女性のための法律相談事業 921306】(同人)

▽女性のためのカウンセリング(フェミニストカウンセリング)＝家族との関係や職場の人間関係での悩み、自分の生き方での悩みについての相談。【女性のためのカウンセリング事業 921303】(同人)

上記相談の延べ相談件数(過去3年分)

年度	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度
女性のなやみ相談	127件	96件	104件
女性のための法律相談	61件	56件	61件
女性のためのカウンセリング	214件	224件	211件

また、法務局・人権擁護委員と連携し、「女性の人権ホットライン」やDV相談窓口について、「広報伊丹」等で周知しました。(同人)

(2) 子ども

①子どもの権利に関する教育・啓発の推進

子どもの権利については、児童生徒の実態に即し、総合的な学習の時間や道徳の時間に学習に取り組んできました。また、子どもの権利条約の精神をふまえ、各中学校の生徒会の代表者が参加して、「つなげよう 支えあいの心」をテーマに、「伊丹市中学校生徒会リーダーズセミナー」を行い、自由に自分の意見を表明し、交流しました。【伊丹市生徒会活性化推進事業 222108】(学指)

子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力や犯罪から自分の身を守るための学習「CAP講習会(子どもの安全対策推進事業)」を実施し、市内17小学校3年生1,951人の児童が受講しました。特に、危機対応能力育成や、「安心」「自信」「自由」の3つの権利を守ることを目指し、児童の自尊感情の育成を図りました。【子どもの安全対策推進事業 223205】(保体)

②幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

学校園においては、「伊丹市人権教育基本方針」に沿って、命を大切にできる心や自尊感情等「生きる力」を育成するため、幼児・児童・生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じて指導を行いました。また、保育所(園)においては、「伊丹市人権保育基本方針」に基づいて、子どもを権利の主体ととらえ、人権を尊重する保育に取り組みました。

就学前の園児においては、あいさつや早寝早起き等の生活習慣や、生活上のきまりを守る等の社会性や自制心を身につけるための約束事を守ることで、基本的な生活習慣の定着や規範意識の形成を図ることが大切です。そのため、生活の中で機会を捉え、絵本など視覚で幼児にわかりやすく指導しました。【豊かな心を育む道徳教育、情操教育の推進 222100】【保育・幼児教育の充実 211200】(学指)

中学校2年生1,737人を対象とした地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、小学校5年生1,787人を対象とした学習の場を教室から自然の中へ移した4泊5日の「自然学校」、小学校3年生1,926人を対象とした自然に触れ合う体験型環境学習である「環境体験事業」を実施しました。【「トライやる・ウィーク」事業 222107】【小学生の自然体験事業 222104】(学指)

さらに、アイマスクと白杖を使ったり、車いすを使って移動したりする体験活動を通して、共に生きる社会について学習しました。(学指)

▽人権教室=伊丹人権擁護委員協議会では、いじめ等の人権問題について考える機会をすることによって、子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的とした「人権教室」を神津小学校児童くらぶ1~4年生40人を対象に実施しました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人)



人権教室の様子

③児童虐待防止の取り組み

伊丹市要保護児童対策地域協議会のもと、代表者会議・主管者会議をそれぞれ開催するとともに、要保護児童等に対する協議を行う個別ケース検討会議を250回開催し、関係機関の連携・協力のもと、児童虐待防止に努めました。また、協議会の構成員を対象とした児童虐待対応専門研修会を実施し、構成員の資質向上に努めました。（こ家）

平成28(2016)年度には392人(前年度284人)の児童虐待報告を受理し、処遇検討会議を開催して早期対応に努めました。【児童虐待防止事業(伊丹市要保護児童対策地域協議会)211101】(こ家)

児童虐待防止推進月間中に中心市街地に啓発用を横断幕の掲示したほか、「広報伊丹」にも虐待防止啓発の特集を掲載し、周知に努めました。また1月に子育てに悩む母親を対象とした市民向け講座も実施しました。【児童虐待防止対策緊急強化事業211103】(こ家)

▽職員の資質向上＝スーパーバイザーを招聘し、対応に苦慮するケースに対する適切な対応方法や機関連携のあり方について、スーパービジョンを11回受け、職員の資質向上を図りました。

▽こんにちは赤ちゃん事業＝養育者の育児不安や虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援を行うため4か月までの乳児のいる家庭1,722件(前年度1,754件)の訪問を行いました。【こんにちは赤ちゃん事業212203】(こ家)

▽すくすく育児相談＝育児、身体の発育・発達、栄養などの悩みに対して、気軽に相談できる窓口を設け、相談延べ件数1,381件(前年度1,502件)の相談を受けました。【すくすく育児相談212304】(健政)

④いじめ問題への対応

いじめ防止対策推進法に基づいて、平成26(2014)年4月に「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定めて、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置しました。これらの組織を十分に活用し、全市的にいじめ防止等のためのより実効的な対策を進めています。(学指・こ若・総務)

一方、毎年7月を「伊丹市いじめについて考える強化月間」とし、市民とともにいじめについて考える機会を持っています。また、「伊丹いじめ防止フォーラム」を開催し、市民総がかりでいじめに向きあい、協議する場を設定しました。(学指)

▽子どもの人権SOSミニレター＝いじめや虐待などを受け、親や先生、友達にも相談できずにいる子どもたちの悩みや人権問題を、手紙を通して解決を図る「子どもの人権SOSミニレター」事業では、平成28(2016)年度は、神戸地方法務局伊丹支局管内で75通(前年度85通)の手紙に返信対応しました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(学指・同人)

▽伊丹市いじめ対策リーフレット＝いじめ問題の解決に向けて、学校、家庭、地域等が取り組む具体的な対応策をまとめたリーフレットを作成し、市内各学校の児童生徒、保護者、関係機関等に配布し、学校、家庭、地域が連携した取り組み充実を図りました。(学指)

▽伊丹市ネットいじめ対応マニュアル＝ネットいじめを未然に防ぐため保護者、児童生徒に向

けた伊丹市ネットいじめ対応マニュアルの冊子を作成し、市内全小・中・高・特別支援学校の児童生徒に配布して家庭でのルールづくり等と呼びかけるとともに、ネットいじめを含む児童生徒の被害防止等の取り組みを進めています。(学指)

⑤子どもの非行防止、健全育成活動の推進

伊丹市青少年問題協議会において「少年非行防止部会」の庶務担当により非行の未然防止のための活動について報告を行いました。【青少年問題協議会の運営 213111】(こ若)

青少年の非行防止と健全育成のため、少年愛護センターを中心に各関係機関が連携して各事業を展開しました。少年愛護センターでは、毎月「センター通信」を5,530部作成し、各学校、警察、自治会等に配布し、青少年の健全育成に関する広報・啓発を行いました。また、「環境浄化・非行防止」ポスターを作成し、地域の掲示板や公共施設に掲示するとともに、非行防止等啓発チラシや少年補導委員PR写真を作成・配布し、非行防止の啓発、少年補導委員活動の周知に努めました。「自転車も交通ルールを守って安全に!」手渡しカードを2,700枚作成し、安全な自転車の利用についての啓発も行いました。さらに、少年補導委員延べ6,001人が「青少年街頭補導活動」を展開し、子どもの非行防止、健全育成に寄与しました。【青少年健全育成関係広報啓発事業 213106】【青少年街頭補導事業 213104】(少セ)

また、青少年をとりまく有害環境を改善するため、白ポストによる有害図書類の回収を行うとともに、少年補導委員の協力のもと兵庫県青少年愛護条例に基づいた有害環境実態調査を実施しました。【青少年健全育成・環境浄化事業 213105】(少セ)

⑥障がいのある幼児・児童・生徒への支援

就学前から就労までの一貫した特別支援教育の推進をめざして教育、医療、福祉、労働等の関係機関の担当者が集まり、平成20(2008)年3月に策定、平成25(2013)年4月に改訂した、改訂版「今後の特別支援教育のあり方について」(基本方針)に基づき、校園内支援体制と具体的な指導支援の充実を図りました。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、関係機関等との連携による一貫した支援により、特別な教育的ニーズのある幼児、児童、生徒のみならず、すべての子どもについて自立の実現を目指しています。(学指)

公立保育所(園)・認定こども園において、発達に支援を必要とする児童が、集団生活の中で他の児童と共に育ち合い、児童の成長を促進することを目的として、専門スタッフの協力を得ながら、124人の児童を対象に、発達の状況に応じた支援を行いました。【統合保育事業 211311】(保育)

放課後児童クラブにおいては、障がい児も安心して利用できるよう、必要に応じて支援児加配指導員を配置しており、平成28(2016)年度は障がい児55人が児童クラブを利用し、支援児加配指導員は36人を配置して、良好な保育環境の確保に努めてまいりました。【放課後児童クラブ事業 211401】(こ家)

こども発達支援センター「あすばる」は、発達支援・早期療育に関する相談を実施する指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所「児童発達支援センター」において、発達が気に

なる子どもと保護者への育児支援を行い、平成 28 (2016) 年度の体験保育利用者延べ 1,159 人、相談支援 5,493 人 (内、専門相談 434 人)、乳幼児発達支援セミナーを 2 回実施しました。【児童発達支援センター (指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所) 運営事業 211308】 (こ発)

小・中学校においては通常学級に在籍し、発達に支援を要する児童生徒に対し、小・中学校に「特別支援教育支援員」を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行いました。【特別支援教育支援員配置事業 221506】 (学指)

自然とのふれあいや社会性を養うことなどをめざして、伊丹特別支援学校小学部児童 6 人、小学部生徒 11 人、高等部生徒 5 人が 1 泊 2 日で「障害児の自然体験活動」を、また伊丹特別支援学校及び小中学校特別支援学級の児童生徒 121 人が、「なかよしキャンプ」を行いました。【障害児の自然体験活動推進事業 221504】 【なかよしキャンプ事業 221502】 (学指)

▽教育支援委員会＝教育支援委員会では、保護者との十分な話し合いのもと、幼児・児童・生徒の実態に応じた適切な就園相談 92 件 (前年度 112 件) ・就学相談 227 件 (前年度 204 件) に対応し、就園・就学先との連携を進めました。【伊丹市教育支援委員会事務 (就学指導委員会事務) 221505】 (学指)

⑦家庭の子育て支援の推進

「教育の原点は家庭にある」という視点のもと、家庭での対話やふれあいを増やし家族の絆を深める機会として「だんらんホリデー」を地域ぐるみで行いました。「家庭教育支援」として、4 か月児健診時 1,706 人、3 歳児健診時 1,781 人に対し啓発等の活動を行い、「家庭教育学級」として、小学校入学説明会時 3,624 人、中学校入学説明会時 1,153 人の保護者などに家庭教育について学習の機会を提供しました。【だんらんホリデー事業 212106】 【草の根家庭教育推進事業 212102】 (社教)

家庭教育アドバイザー事業では、子育て支援センター事業である「みんなのひろば」と中央公民館事業である「子育てサロン」に家庭教育アドバイザーを派遣しました。参加者の子育てに関する悩みや不安を聞く等、家庭教育支援を行いました。【家庭教育アドバイザー事業 212101】 (社教)

▽育児ファミリー・サポート・センター事業＝安心して育児ができるような環境整備を図りました。会員数は協力会員 450 人 (前年度 456 人)、依頼会員 1,582 人 (前年度 1,542 人)、両方会員 289 人 (前年度 305 人)、計 2,321 人 (前年度 2,303 人) で、学童保育の迎え、帰宅後の預かりなどを行いました。【育児ファミリー・サポート・センター事業 212214】 (子支)

さらに、子育てに関する相談や子育て中の親子の出会いの場とする「地域子育て支援拠点事業」を市内 8 か所で実施、計 113,870 人 (前年度 117,091 人) が利用し、また、幼稚園や保育所・地域における親子交流の場である「みんなのひろば事業」へ 7,444 人 (前年度 9,293 人)、親子が団体のなかで育ちあい学びあう場である「そだちのひろば事業」へ 3,049 人 (前年度 3,526 人) が参加したほか、子育てボランティアの育成支援、子育てサークル支援事業に加え、0～3 歳児とその父親を対象とした子育て交流事業を実施するなどさまざまな子育て支援事業を実施しました。

【地域における子育て支援ひろば事業の推進 212210】【子育て支援センター事業 212206】(子支)

また、発達に支援の必要な子どもを対象に、放課後を楽しく過ごす手がかりとなる「支援の必要な子どもたちのための放課後情報集」と高校卒業後の進路決定に役立つ「進路選択に向けて」という手引きを伊丹市障害者地域自立支援協議会子ども検討会で作成し、市のホームページで公開しています。(子支)

▽人権セミナー＝平成 28(2016)年 12 月 1 日～平成 29(2017)年 1 月 14 日に「貧困 あなたがちょっと動けば世界が変わる？一観るコース・知るコース・まち歩きコース・味わうコース」を開催しました。(公民)

⑧相談体制の充実と周知

スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリングを行いました。【スクールカウンセラー活用事業 222203】(総教)

また、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に 3 人配置し、不登校、虐待、問題行動等の背景にある学校、家庭における環境改善、課題解決に向け、関係機関と連携した取り組みを推進しました。【スクールサポート事業 222201】(学指)

少年愛護センターでは、「なやみの相談」クリアファイルを 9,196 枚作成し、市立小学校 1・5 年生の児童及び中学校・特別支援学校全生徒に、「なやみ相談」カード 7,599 枚を小学校 2・3・4・6 年生の児童に作成・配布し、相談活動の PR を行いました。悩みを抱える保護者や子ども等からの電話相談 173 件、来所相談 31 件に応じ、相談者の心のケアや状況の改善に努めました。

また、少年進路相談員が進路変更や再就職への相談活動として、延べ 182 人(前年度 187 人)について、情報交換や相談を行い、適切な進路相談に努めました。【青少年問題相談事業 211501】(少セ)

▽家庭児童相談室＝児童虐待等子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭その他から 801 人(前年度 899 人)の相談に応じ、必要な援助を行い、子どもの福祉と権利の擁護に努めました。【家庭児童相談室事業 211102】(こ家)

(3) 高齢者

①高齢者の尊厳を保持する啓発の推進

▽家族介護教室＝高齢者を介護している家族や民生委員等を対象に、介護方法・介護予防・介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得することを目的として開催し、442 人の参加がありました。【家族介護教室事業 132217】(介保)

▽認知症サポーター養成講座＝認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する同養成講座を市内で 39 回開催し、延べ 994 人の参加があり、認知症に関する知識の普及に取り組みました。同養成講座終了後、受講者には



オレンジリングの写真

認知症サポーターであること目印となる「オレンジリング」をお渡ししました。【認知症相談支援等事業 132225】（介保）

②共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

小学校において、社会科や総合的な学習の時間に地域の高齢者から昔の話や遊びについて聞く会を位置づけ交流を図りました。また、七夕の集いや体育大会などの行事に地域の高齢者を招待し、一緒に給食を食べるなど各学校の実態に即した取り組みを行いました。

③高齢者の権利擁護の推進

▽伊丹市福祉権利擁護センター＝平成 23(2011)年にいきいきプラザ内に設置。認知症や精神障がい、知的障がい等により判断能力に支援が必要な人が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、相談や支援をはじめ、権利擁護の人材育成や広報・啓発に取り組みました。平成 28(2016)年度中の相談件数は 613 件(前年度 371 件)でした。（地高）

▽権利擁護研修会＝平成 29(2017)年 3 月に伊丹市福祉権利擁護センター、社会福祉協議会が共催で開催。生活困窮者への権利擁護支援について学ぶイベントに職員だけでなく広く市民も参加し、73 人の参加がありました。（地高）

▽成年後見制度の利用支援＝制度の認知度向上に向けた出前講座を実施し市民啓発に取り組むとともに、親族による支援を得ることが困難な要援護者等については、市長から成年後見の審判開始の申し立てを行い、自立した日常生活を営むことができるよう環境整備を行いました。【成年後見制度利用支援事業(高齢者)131303】（地高）

▽高齢者虐待の防止＝地域・高年福祉課、介護保険課、地域包括支援センターを中心に各関係機関が連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、早期発見と対応に取り組みました。（地高）

④高齢者の社会参加、生きがいつくり、就労のための支援

老人クラブが行う生きがいと健康づくりのための活動に対して補助し、地域を基盤とする高齢者の社会参加を支援しました。【老人クラブ等高齢者支援事業 132301】（地高）

また、高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対して補助しました。会員数は平成 28(2016)年度末 2,958 人で、対前年度末比では 16 人の増加となりました。また、会員が一人でも多く就業ができるよう就業開拓等に努めた結果、就業実人員・就業延人員・就業率ともに増加し、会員の就業機会が増えました。【高齢者就労支援事業 132305】（地高）

⑤福祉のまちづくりの推進

市民・事業者等との協働により、地域社会における支え合い活動体制の整備を行いました。これまでに232の事業所と地域見守り協定を結んだほか、引き続き救急情報安心キットの配布、地域ふれ愛福祉サロン事業の実施に取り組みました。

また、認知症高齢者等の位置情報を家族のスマートフォン等に通知するサービスのまちなかミマモルメ事業を開始するとともに、認知症高齢者等SOSネットワークを構築し、さがしてメールの配信を開始する等、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見の体制整備に取り組みました。【地域支え合い体制づくり事業131106】(地高)

⑥相談体制の充実と周知

9か所の地域包括支援センターと伊丹市地域包括支援センター(基幹型)では、高齢者の権利擁護をはじめとして、介護・福祉サービス、健康維持など暮らしに関わるさまざまな相談を受け付けました。また、認知症にやさしい地域づくりをめざすことを目的として、認知症に関する相談を受け付けました。【地域包括支援センター運営事業 132202】【認知症相談支援等事業 132225】(介保)

(4) 障がい者

①自立と社会参加の促進を目指す啓発等の推進

障害者福祉センター(アイ愛センター)を障がい者施策の中核施設として、福祉情報の提供、交流・啓発事業、生活支援事業など、障がい者の自立と社会参加の促進を図るさまざまな事業を展開しました。障害者福祉センター機関紙「ポテトサラダ」を発行し、市内各関係機関に配布し啓発に努めました。

交流・啓発事業として、障害者週間(12月3日～9日)にあわせて、障がい児・障がい者の作品展を平成28(2016)年12月3日から12月11日まで開催しました。また、12月10日には障がい者フェスティバルを開催し、障がい者による出し物、フリーマーケット等を通して交流を図り、延べ350人の参加がありました。【障害者福祉センター管理運営事業 133103】(障福)

②障がい者の権利擁護の推進

成年後見制度利用支援事業では、申立費用補助を5件、報酬補助を3件行いました。

伊丹市障害者虐待防止センターにおいて通報や相談に対応(平成28(2016)年度通報件数16件)するとともに、障害者虐待防止体制整備として、障害者虐待防止連絡会を開催しました。また、啓発活動として、障害者虐待防止フォーラム～笑顔あふれる施設を目指して～を開催し約130人の参加がありました。さらに、施設従事者による虐待のあった事業所に対してフォローアップ調査を行い、再発防止に努めました。【成年後見制度利用支援事業(障がい者)131304】【障害者虐待防止対策整備事業 133105】(障福)

③就労等自立支援への取り組み

障がい者が職業準備性の向上を図るため、市役所等で一定期間、洗車や事務作業等の体験を行う障害者就労チャレンジ事業を行い、12人の障がい者が職場体験をしました。さらに、障害者福祉センターの清掃・管理業務について社会福祉協議会への委託により障がい者6人を引き続き

雇用しました。また、その他公共施設の清掃・維持管理業務を障がい者就労継続支援事業所等へ委託し、障がい者の就労促進を図りました。【障害者就労チャレンジ事業 133301】【障害者就労促進委託事業 133304】【障害者就労支援事業 133307】（障福）

平成 25(2013)年に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、障がい者就労施設への発注拡大を図るため、平成 25(2013)年から毎年伊丹市行政職員と市内障がい者就労施設との情報交換会(お見合い会)を開催しており、平成 27(2015)年度からは自治会向けの情報交換会(お見合い会)も開催しております。平成 28(2016)年度の調達実績では役務の調達額 16,911,965 円、物品の調達額 579,582 円、全体の調達額 17,491,547 円でした。(障福)

④福祉のまちづくりの推進

障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる環境を整備するため、既存住宅の障がいに対応した改造に要する経費を助成する事業を実施しました。日常生活用具給付事業(手すり設置、段差解消等)で対応できた事例が多く、平成 28(2016)年度は 1 件の利用がありました。(前年度 0 件)【障がい者住宅改造費助成事業 133211】(障福)

障がい者の社会への参加を実質的なものとし、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにする事業の一つとして手話通訳士を市役所とアイ愛センターに設置し、要約筆記・手話奉仕員の派遣を実施しています。【障がい者地域生活支援事業 133209】(障福)

⑤相談支援体制の充実と周知

市内 4 か所に相談支援事業を委託し、障がい者やその家族などからの幅広い相談に応じ、必要な情報提供や生活全般に関する相談支援を行いました。平成 28(2016)年度は 4,663 人(前年度 4,433 人)の相談に対応しました。平成 24(2012)年 4 月の改正障害者自立支援法施行により創設された、障害福祉サービス等の利用希望者の相談に専門に応じる指定特定相談支援事業者として、市内計 15 か所(前年度 16 か所)の事業所が指定を受け、計画相談支援の拡充化が図られました。【障がい者相談支援委託事業 133102】(障福)

(5) 同和問題

①人権を尊重する教育の推進

法の下での平等や個人の尊重等人権一般の普遍的な視点からの取り組みや個別の人権課題を総合的に推進することが求められています。伊丹市では、今までの同和教育で培ってきた成果を生かし、人権教育に取り組んできました。とりわけ、保育や教育に携わる者が、同和問題を正しく認識することが重要であるとの考えのもと新規採用教員等人権教育研修会を人権啓発センターで行い、68 人の参加がありました。また、学校園において人権教育指導員等当事者の講話やグループ討議の実施により教職員の識見を高め、教育活動に生かしました。【人権研修事業 223303】(総教)

②差別意識の解消に向けた啓発の推進

平成 28(2016)年 12 月 4 日、人権啓発映画会として、日雇い労働者の町、大阪釜ヶ崎で 38 年間続く子どもたちの集い場「こどもの里」を題材にしたドキュメンタリー映画「さとにきたらええやん」を上映しました。午前中の上映前には摂陽小学校合唱団のコンサートを実施しました。また、午後の上映後には同映画の監督である重江良樹^{しげえよしき}さんの講演を行いました。今後も積極的に人権問題を考えていきたいとの意見が多数ありました。12 月 4～10 日にはパネル展を開催しました。

映画会、パネル展で延べ 832 人の参加がありました。(人セ)

●参加者アンケートから

- ・子ども、保護者、あらゆる人が集まれる場所、人が集まることができる場所が地域にあることがとても必要と思っています。この映画をみていろいろな人がいつでも相談できる場所があるということの大切さを改めて感じました。
- ・わたしにとってとても心に響くよい映画でした。いろいろお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。

③交流・協働の推進

ふれあいセンターにおいて、健康体操やビリヤード、囲碁、将棋、人権学習会などを通して、高齢者が集い、人権と健康を大切にすふれあい交流の場としての事業を実施しました。年間延べ 8,252 人の利用がありました。【ふれあいセンター管理運営業務 921115】(人セ)

また、ふれあいセンター 1 階の浴場では、住民のふれあい交流を通して共生社会の形成を図り、28,711 人の利用がありました。【ぎょうぎ温泉管理運営事業 921114】(人セ)

さらに、「摂陽地区福祉のまちづくり協議会」人権啓発部会において、市民と協働した人権学習会を実施するなど住民交流や協働を促進する取り組みを支援しました。(人セ)

④事業者等の啓発活動の推進

伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会には市内 61 企業が加盟しています。同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に対する啓発を進めました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

⑤人権啓発センターにおける活動の推進

識字教室や市民パソコン教室、パソコンクラブ、交流カラオケ教室並びに市民健康教養教室などの人権文化市民講座を実施しました。【人権文化市民講座・啓発事業 921112】(人セ)

小・中学生を対象に児童・生徒の身近な人権課題への学習、取り組みを通して子どもの豊かな感性を育成するため、子どもたちが体験から学ぶ人権講座(ジョイントクラブ)として、創作活動や地域の伝統文化を学ぶ場として、また、多様な価値観や個性を持った友だちと出会い、楽しみながら絆を深める事で仲間づくりに取り組み、児童の健全育成として、低学年の太鼓クラブ、高

学年の三味線クラブや創作劇クラブを開講し、合わせて延べ1,165人の参加がありました。【地域に学ぶ体験学習支援事業 921117】（人セ）

小・中学校の保護者や市民を対象に、創作活動・ワークショップ等を通して人権学習を行いました。グループ合同のさまざまな参加体験型人権学習会や全体会を実施し、延べ110人の参加がありました。家庭・地域・学校・行政の4者が参加する学習交流会で子どもを取り巻く大人の連携を図り、延べ180人の参加がありました。また、地域の伝統文化の継承者育成を目指し、地域に学ぶ体験学習支援事業講師や経験者が参加する三味線講座には年間42回実施し、延べ189人の参加がありました。【学習交流育成事業 921118】（人セ）

⑥相談体制の充実と周知

人権啓発センターでは、住民の生活上のさまざまな相談や人権に関わる相談に応じて、行政サービスや制度などの情報を提供し、必要に応じて関係機関への紹介などを行い、延べ206件(前年度283件)の相談に対応しました。また、人権擁護委員による人権相談を月1回実施しました。

【生活福祉等相談事業 921109】【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】（人セ）

(6) 外国人

①国際化にふさわしい人権意識の育成を目指す啓発推進

多文化共生のまちづくりの推進のため、伊丹市国際・平和交流協会との連携により外国語講座や異文化理解講座など各種事業を実施し、異文化及び国際理解を深めました。

▽中国語講座(1コース)=30回実施。延べ357人参加　▽英語講座(2コース)=20回実施。延べ202人参加【外国語・日本語講座事業 921402】（国平）

▽異文化理解講座「留学生に聞く『中華人民共和国：佛山市』」「ベルギーのビールと食文化を楽しむ」=講演。全2回。延べ78人参加【国際・平和交流協会支援事業 921413】（国平）

▽日本・ベルギー友好150周年記念事業「フランダースデイ」=国際姉妹都市ハッセルト市より寄贈された「フランドルの鐘」を活用し、カリヨンコンサートとベルギー王国の食文化を楽しむイベントを実施しました。115人参加【姉妹都市・友好都市交流事業 921414】（国平）

②文化共生教育の推進及び外国人児童・生徒への支援

市内小・中・特別支援学校国際理解教育担当者会において、異校種間で研修を実施しました。各学校においては、道徳、各教科、総合的な学習の時間等において、地域の人材を活用した外国人の講演会や諸外国の料理や遊びによる体験学習や調べ学習等を通して、児童生徒の多文化共生教育を推進しました。さらに、伊丹市国際友好都市の中国・佛山市との交流を積極的に行い、学生間の交流を深めました。【佛山市学生代表団受入及び中学生派遣事業 921407】（学指）

日本語指導や適応指導を必要とする外国人園児児童生徒が在籍する学校園に対して適応指導員を派遣し、個別指導及び同室複数指導を行うとともに、心のケア等の支援を行いました。指導

員 13 人を、幼稚園 4 園、小学校 12 校、中学校 5 校に派遣し、中国語 25 人、フィリピン語 7 人、韓国朝鮮語 9 人、ポルトガル語 1 人、英語 2 人、スペイン語 3 人、ネパール語 2 人、インドネシア語 3 人、タイ語 2 人の計 54 人の園児児童生徒に日本語指導・適応指導を行いました。【外国人児童生徒等受入事業 921406】（学指）

③出会いと交流の場づくり

▽外国人市民との交流会「花見の会」＝伊丹ユネスコ協会と伊丹市国際・平和交流協会の共催。日本語教室で学ぶ外国人市民と日本語ボランティア講師を中心に参加者 61 人。

▽国際姉妹・友好都市代表団との交流＝佛山市学生代表団(10 人)およびハッセルト市学生代表団(9 人)の受入、佛山市政府代表団伊丹市訪問(6 人)事業における歓迎夕食会等を通じて、市民レベルでの交流により親睦を深めました。【姉妹都市・友好都市交流事業 921414】【ハッセルト市高校生・大学生相互交流事業 921408】（国平）

▽伊丹マダン＝外国人市民と日本人市民との相互理解と交流を進めるため、市と実行委員会の共催により開催しました。外国人市民によるトークショーや韓国朝鮮、インドなどの音楽・舞踊の舞台発表やブラジル、バングラディシュなど 9 か国の民族料理出店等があり、約 4,000 人が集う出会いと交流の場となりました。【伊丹マダン企画運営事業 921409】（国平）

④就労・住宅問題への取り組み

国際・平和課への就労に関する相談件数は 6 件(前年度 29 件)で、仕事探しや職業訓練などについてハローワークと連携した支援を行いました。また、住居相談件数は 6 件(前年度 8 件)で、市営・県営住宅の応募や家賃の支払い相談などについて通訳業務を行い、対応を図りました。【通訳業務 921411】（国平）

⑤市政への参画の推進

本市の人権施策について、人権教育指導者として 2 人の外国人市民が啓発を行っています。また、伊丹市人権教育・啓発推進会議において 1 人の外国人市民が委員となっています。

⑥相談体制等の充実、日本語学習及び多言語情報提供の推進

▽外国人市民相談＝国際・平和課が受けた相談件数は 127 件(前年度 276 件)で、相談内容別件数は次頁表のとおり

(件)

教育・日本語	医療	仕事・給料	税金・年金・保険	育児・学校	住宅	生活	家庭問題	結婚・離婚	在留資格	その他
19	8	6	16	25	6	11	5	3	10	18

国籍別では中国(89 件)が最も多く、次いでフィリピン(13 件)、ペルー(4 件)などとなっています。【通訳業務 921411】【外国人生活相談支援事業 921412】（国平）

また、出会いの広場「伊丹マダン」では、外国人市民のための生活相談コーナーを設けました。

【伊丹マダン企画運営事業 921409】（国平）

▽多言語版「伊丹市生活ガイドブック&防災マップ」（平成 25(2013)年度作成）＝日本語が不自由な外国人市民向けに、保険や税などの行政サービスや避難所一覧などの防災情報を 4 言語（英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語）で記載した冊子（各言語 64 頁。リーフレット 1 枚付）を市民課窓口や日本語教室などで配布しています。（国平）

▽市ホームページの自動翻訳システム＝4 言語（英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語）での翻訳サービスにより、平成 28(2016)年度は 1,433 件（前年度 1,756 件）のアクセスがありました。【自動翻訳システムの運営 921401】（国平）

▽外国人市民用生活情報紙＝希望者 79 人（中国語 40 人、英語 18 人、韓国朝鮮語 11 人、ポルトガル語 10 人）に対し生活情報紙を 1 回（10 月）郵送しました。【外国人市民用生活情報紙提供事業 921410】（国平）

▽日本語学習サロン＝日常生活に必要な日本語の習得を目的として、ボランティア講師による 1 対 1 の指導を基本に日本語を学びました。年間 40 回実施。受講者延べ 692 人、ボランティア延べ 636 人が参加。（国平）



日本語学習サロンの様子

（7）H I V感染者・ハンセン病患者等

各校において性教育や保健指導を実施したほか保健室便りなどを通じて、子どもたちに正しい知識・情報を伝え、エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう、指導しました。また、厚生労働省が作成している「ハンセン病の向こう側」のリーフレットを各中学校へ送付するとともに、「H I V検査普及週間」及び「エイズ予防月間」を活用していく中で、H I Vに関する正しい知識の普及・啓発を図りました。【健康教育推進事業 222311】（保体）

（8）高度情報化社会の進展に伴う人権問題

①学校等における情報モラルの育成

子どもを取り巻く携帯電話やインターネットに係る諸問題について実際に事例を交えながらの指導や、家庭への啓発を行いました。また、「携帯・スマホ緊急アピール」を活用し、市内全小・中・高・特別支援学校の児童生徒に家庭でのルールづくり等と呼びかけるとともに、ネットいじめを含む児童生徒の被害防止等の取り組みを進めています。（学指）

人権研修の一環として 73 人の職員及び夏季休業中の中・特別支援学校教員を対象にインターネット掲示板モニタリング研修を開催し、インターネット上の人権侵害事象等の実態把握と人権意識の向上を図りました。【インターネット掲示板モニタリング 921101】（人教・同人・人セ）

●参加者のアンケートから

・2 c hで扱われている用語などは初めて知りました。自分自身が正しい知識を持って、普段からアンテナを高くしたいと思いました。

・モニタリング研修を初めて参加して、実際にしてみたのですが、改めてネットの恐さや便利さを知ることができました。ネットは便利なものであるからこそ、1人1人が意識をもって使用していく必要があるということと、人権意識をもつことが大切だということを学ぶことができました。

・普段自分が使っている SNS など、個人として被害者にも加害者にもならないよう、意識して使用していきたい。

②インターネット上の人権侵害事象への適切な対応

インターネット掲示板上の差別書き込み等の早期発見と拡散防止を図るため、伊丹市及び伊丹市民に関する事象を対象に、インターネット掲示板のモニタリング活動を年間 12 回実施しました。また、発見した差別事象には法務局等関係機関と連携しながら対応を図りました。【インターネット掲示板モニタリング 921101】(同人・人セ・人教)

(9) その他の人権課題

▽社会を明るくする運動＝犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動で、7 月を強調月間とし、「啓発パレード」(参加者数 582 人)などの啓発活動や「小中学生の声を聞く会」(同 178 人)、「公開ケース研究会」(同 84 人)などの青少年健全育成事業を行いました。【社会を明るくする運動事業 131102】(地高)

▽ゲートキーパー養成研修＝自殺予防対策の推進のため、平成 29(2017)年 2 月 14 日、市職員を対象に、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成研修を実施しました。【健康教育事業 121103】(健政)

▽人権セミナー＝平成 28(2016)年 12 月 1 日～平成 29(2017)年 1 月 14 日に「貧困 あなたがちょっと動けば世界が変わる?—観るコース・知るコース・まち歩きコース・味わうコース」を開催しました。(公民)

▽性的少数者(セクシュアルマイノリティ)＝平成 28(2016)年 5 月には市の管理職を対象にセクシュアリティに関する研修を実施し 98 人が参加し、研修で出た意見等についてはパネル掲示を行うなど情報共有を行い、平成 29(2017)年 1 月には民生委員・児童委員等を対象に研修を実施しました。(21 頁詳細) また性的指向・性別違和に対する差別の解消を目指す取り組みの一つとして、前年度実施の教職員向け研修を受講していない公立学校園の全教職員を対象に、e-ラーニングによる研修を実施しました。

また、男女共同参画情報紙「com-com(コム-コム)」にて特集を組み 10,000 部発行・配付した他、啓発リーフレットを各学校園に配付し、保健室や図書室への布置を進め、啓発に努めました。

文科省通知の支援の内容に関する実態把握のための状況調査も行い、課題を明らかにするとともに、先進事例の共有を図りました。さらにワーキンググループ会議を開催し、次年度に作成する教材の検討も実施しました。(人教・同人)

▽北朝鮮拉致被害者に関する問題＝北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)にポスターを配布・掲示し啓発に努めました。

▽ヘイトスピーチ＝特定の民族や国籍の人々などを排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについて、市職員を対象に研修を行った(12頁詳細)他、法務省人権擁護局と連携してポスター及びチラシで、市民啓発に取り組みました。(同人)

3. 人権を守る取り組み(人権相談)

市民相談課等で人権に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携し対応しました。

このほか、常設人権相談(神戸地方法務局伊丹支局)、人権擁護委員相談日(①第3木曜午後1時～4時、伊丹市役所市民相談課、②第2木曜午後1時～4時、人権啓発センター)を開設しました。人権擁護委員相談日の平成28(2016)年度の相談件数は6件(前年度5件)でした。

このほか、人権擁護委員等による特設人権相談やさまざまな人権問題の相談強化週間について下表の通り実施し、「広報伊丹」等で周知に努めました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人・市相)

人権問題相談強化週間等事業一覧

事業名称	実施日・期間、場所	「広報伊丹」掲載号
全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談	平成28(2016)年6月1日、 産業・情報センター	5月15日号
「子どもの人権110番」強化週間電話相談	平成28(2016)年6月27日 ～7月3日、電話相談	6月15日号
全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間電話相談	平成28(2016)年9月5日 ～11日、電話相談	8月15日号
「女性の人権ホットライン」強化週間電話相談	平成28(2016)年11月14日～ 20日、電話相談	11月1日号
「人権週間」特設人権相談	平成28(2016)年12月9日、 いたみホール	12月1日号

4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 保育所(園)・幼稚園・学校

保育所(園)・幼稚園においては、幼児期における教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要性に鑑み、遊びを中心として、生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育むよう実践しました。特に、動植物を育てる活動や劇遊び創作活動などを通して、命を大切にする心や自尊心

情の育成、他の人を思いやる心を育んできました。(学指・保育)

また、教育や保育に携わる教職員自らが啓発者としての自覚を持ち、保護者会や家庭訪問などあらゆる機会を通じて教育することを目的として、伊丹市人権・同和教育研究協議会就学前部会に所属し、「人権教育の基礎を培う教育内容を創造する」をテーマに5ブロック(東・西・南・北・中央)に分かれて、ブロックごとに啓発・研究活動を行いました。(人教)

学校においては、人権教育は教育活動全般を通じて行うものとの認識を持ち、人権教育推進全体計画を作成し各学校の実態にあった指導を進めました。なかでも子どもの権利条約をふまえた学級活動、特別活動を行うとともに、いじめ、児童虐待、インターネット上の掲示板やスマートフォン(SNS)使用等による人権侵害等、今日的な課題の解決に向けた取り組みを進めました。また、主体的・実践的に学習に取り組むことができるよう参加体験型学習やさまざまな人との交流、ボランティア活動などを盛り込みました。

さらに、保護者参観日に人権参観授業を積極的に取り入れる小学校もあり、保護者とともに考える場を持ちました。(学指)

(2) 家庭・地域・職域

家庭は、教育の出発点であるとの考えから、親子で参加できる人権研修の実施をはじめ、個人への啓発ビデオの貸し出しを行いました。伊丹市人権・同和教育研究協議会で実施した講演会の内容を広く周知するため、平成 28(2016)年度は、ミュージシャンの都啓一さんの講演を「ひかり」第 44 号に掲載し、配布しました。さらに、人権作文や人権ポスター、人権啓発標語の優秀な作品を掲載した「人権週間記念作文集」を配布し、家庭や地域においても人権について考える機会を設けました。

事業者については、人権尊重の取り組みや社会的貢献活動について考えるため、伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会が中心となって学習を進めました。企業部会の総会では、「心理テストから見た自己理解の大切さ」の演題テーマで、特定非営利活動法人 Y O U 医療保健福祉研究所理事長であり、あしかがまなぶ 藍野大学医療保健学部教授の足利学さんによる講演会を開催しました。また、全体研修会においてもダイバーシティ研究所代表理事のたむらたろう 田村太郎さんをお招きし、「持続可能な会社と地域をめざして～これからの CSR と人権の視点から～」

と題して、人権配慮が企業にもたらす恩恵について学習しました。その成果をもとに、研究大会において、「職場でダイバーシティを進めるには～ワークライフバランスの現状と今後～」と題して研究発表を行い、参加者相互の認識を深めました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

加えて、各種団体や事業者等が主体となって行う人権研修会へ参加体験型学習やグループワークの助言者として人権教育指導員を派遣し、さまざまな人権課題について考える機会を持ちまし



伊丹市人権・同和教育研究協議会
企業部会総会講演会の様子

た。【人権教育指導員派遣事業 921106】(人教)

(3) 市職員等に対する研修

すべての行政職員が、人権尊重の理念を基礎として市民の視点に立って職務が遂行できるよう、さまざまな研修を実施しました。(人研)

※ [] 内は受講者数

タイトル	実施日	内容
新規採用職員研修 [延べ受講者数 175 人]	【Ⅰ部研修】 平成 28(2016)年 4 月 5 日・6 月 3 日	「私たちの仕事と人権について」 [59 人]
	【Ⅱ部研修】 ①平成 28(2016)年 6 月 8 日・9 日 ②平成 28(2016)年 6 月 28 日	①リバティおおさかの見学(2 班に分けて実施) ②伊丹市人権教育室職員の助言・指導によるグループ討議 [59 人]
	【Ⅲ部研修】 平成 28(2016)年 9 月 8 日	「人権啓発センターについて」、伊丹市人権教育指導員の講演、グループワーク [57 人]
職場人権研修 [受講者数 2,955 人]	平成 28(2016)年度内に 1 回以上 (各部署任意の日程で実施)	さまざまな人権課題の中から各部署でテーマを選択して研修を実施
階層別研修 [延べ受講者数 104 人]	【新任主任】 平成 28(2016)年 7 月 21 日	伊丹市人権教育指導員の助言・指導によるグループ討議 [51 人]
	【新任主査】 平成 28(2016)年 4 月 22 日	伊丹市人権教育指導員の助言・指導によるグループ討議 [42 人]
	【新任副主幹】 平成 28(2016)年 4 月 22 日	伊丹市人権教育指導員の助言・指導によるグループ討議 [11 人]
その他人権に関する 研修 [延べ受講者数 110 人]	平成 28(2016)年 8 月 29 日	ヘイトスピーチ対応研修 [87 人]
	平成 28(2016)年 7 月 27 日	伊丹市人権・同和教育研究協議会全体研修会 [22 人]
	平成 28(2016)年 10 月 15 日	人権フェスティバル人権講演会 [13 人]
	平成 28(2016)年 11 月 1 日	差別を許さない都市宣言制定記念市民集会 [33 人]

※その他：同和・人権推進課で実施した研修は以下のとおり

- ・男女共同参画施策推進研修(21 頁詳細)
- ・DV防止セミナー(23 頁詳細)
- ・セクシュアリティに関する研修(36 頁詳細)
- ・インターネット掲示板モニタリング(36 頁詳細)

保育士の研修については、全体研修として、兵庫教育大学准教授の^{よどざわかつじ}淀澤勝治さんを講師に招き「乳幼児期に求められる人権教育について～小中学校の子どもの実態から～」と題した講義を行い、市内公私立の児童福祉施設職員 313 人が参加して、人権保育の大切さを再確認するとともに、自らの振り返りにより人権意識の見直しに努めました。また、公立保育所(園)では、各々の職場人権研修を実施し、ジェンダーや子どもの人権などについて人権意識を高めました。(保育)

教職員の研修としては、人権啓発に関わる諸行事、人権教育研修会、中学校ブロック別人権研修会に主体的に参加することにより、自らの人権意識の高揚に努め、資質の向上を図りました。(学指)

さらに、新規採用教員等人権教育研修を2回実施(参加者134人)したほか、人権教育研修会として講演会(参加者49人)を開催するなど、多様な研修を行いました。【人権研修事業223303】(総教)

伊丹市人権・同和教育研究協議会の就学前教育部会や進路保障部会は、さまざまな人権課題についての講演会や学習会などを開催し、教職員の資質の向上を図りました。

・就学前教育部会：5月28日に兵庫教育大学大学院 上月素子^{こうづきもとこ}さんを講師とし、「絵本を通して子どもの自尊感情をはぐくむー子どものすこやかな成長を願ってー」と題して講演し、絵本を通して自尊感情を育む手法を具体的に学ぶことができました。学習会等、延べ36回、1,201人参加。

・進路保障部会：4月21日(木)第1回進路保障部合同部会を伊丹市立総合教育センターで開催しました。啓発DVD「カラフル」を視聴した後、意見交流を行いました。研修会等、延べ13回、307人参加。【伊丹市人権・同和教育研究協議会921102】(人教)

中学校ブロック別人権研修会は、以下のとおり実施しました。(学指)

中学校ブロック別人権研修会

ブロック	内 容
東中ブロック	授業参観(仲間づくり、障がいのある方の人権) 研修会(インターネットによる人権問題) 講演会(仲間づくり、障がいのある方の人権)
西中ブロック	授業参観(仲間づくりと部落問題) 講演会(国際理解、仲間づくり)
南中ブロック	授業参観(平和教育、国際理解) 研修会(仲間づくり) 講演会(自尊感情、国際理解)
北中ブロック	授業参観(仲間づくり) 研修会(国際理解、インクルーシブ教育) 講演会(性的マイノリティ、部落差別問題、障がいのある人の人権)
天中ブロック	授業参観(仲間づくり、国際理解教育) 研修会(障がい者問題) 講演会(命の尊さ、部落差別問題インターネットによる人権)
松中ブロック	授業参観(国際理解教育、インターネットによる人権、仲間づくり) 講演会(性的マイノリティ、平和学習、障がいのある人の人権)
荒中ブロック	授業参観(仲間づくり、部落差別問題) 研修会(インクルーシブ教育)
笹中ブロック	授業参観(仲間づくり、インターネットによる人権問題) 研修会(性的マイノリティ) 講演会(インターネットによる人権問題、障がいのある人の人権)

5. 総合的・効果的な推進等

(1) 全庁的な推進体制

「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づく年次報告書「伊丹市人権教育・啓発白書」を作成し、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部において報告し、関係課へも配布するなど、本市における人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図りました。

また、本部会議に先立っての幹事会の開催等、関係課の連携・協力に努めながら人権教育・啓発の着実かつ効果的な推進を図りました。【「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進 921104】(同人・人教)

(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働

▽伊丹市人権・同和教育研究協議会＝専門部会を8部会組織し、各部会で人権課題について研修を深めてきました。全体では、第63回兵庫県人権・同和教育研究大会阪神地区大会(西宮市)や市民集会への参画、研究大会(全体講演会「人を大切にする経営」(講師は株式会社協和専務取締役の若松秀夫^{わかまつひでお}さん)と11分科会)への参加等、延べ1,027人が研修を行いました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

▽伊丹市人権啓発推進委員＝地域においては、各小学校区の伊丹市人権啓発推進委員34人が中心となり、地域の実情にあわせて、無縁社会や一人親家庭などを題材にしたDVDなど市の視聴覚教材を活用したミニシアターや、学校やPTAと連携した人権研修会を開催したり、人権啓発パネル展をしたりするなど、人権意識を高める活動を行いました。平成28(2016)年度には延べ23回開催し、延べ1,291人の参加がありました。



人権啓発推進委員管外研修の様子

また、丹波市にあるたんば黎明館及び西山酒造場への管外研修を行い、自らの識見を高めました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

▽伊丹市人権教育・啓発推進会議＝各種人権関係団体や公募市民からなる同会議を3回開催し、「基本方針」の実施状況、人権啓発センターの運営等について意見を聴取し、さまざまな人権課題に対して、事業・施策の効果的な推進を図りました。【伊丹市人権教育・啓発推進会議 921123】(同人)

また、神戸地方法務局伊丹支局及び本市11人の人権擁護委員と協力して、人権相談窓口の開設、人権擁護委員の日や人権週間における街頭啓発などを行いました。【伊丹市人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹市人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人)

(3) 人権啓発センターの取り組み

▽人権文化市民講座＝平成 28(2016)年度は、人権学習会「本人通知制度」など、さまざまな人権課題をテーマとした啓発事業を実施しました。【人権文化市民講座・啓発事業 921112】(人セ)

▽児童館事業＝地域子育て支援拠点事業「ひだまりひろば」として未就学の子どもとその保護者のための子育て支援事業を実施し、交流の場を提供するとともに、豊かな感性を育むためにエプロンシアターやパネルシアター、「おはなしかい」「おもちゃづくり」など、日々のお楽しみイベントに工夫を凝らしました。さらに、「リトミック」「育児相談」「うきうきクラブ」を開催しながら人権を大切にする親子関係の育成を図り、延べ 23,070 人の親子が交流を深めました。

また、こどもの居場所づくり事業では、小学生を対象とした「ニコニコ広場」、中学生を対象とした「ワイワイ広場」として、友達との交流・あそびの場を提供しました。

さらに、ゆったりとした気持ちの中で相手を思いやる心を育てる事を意識しながら、「むかしのあそび」「グラウンドゴルフ」「カプラであそぼう」「人権かるた大会」などミニイベントを実施したり、長期休みには「夏休みこども教室」などさまざまな体験活動を実施し、延べ 20,249 人の児童が参加しました。これらの事業を通じ一人ひとりの人権の大切さを学びました。【子育て支援事業(人権啓発センター)212201】【こどもの居場所づくり事業(人権啓発センター)211414】(人セ)

人権啓発ビデオなど視聴覚教材や人権啓発図書資料など、人権に関する情報の収集・貸し出し、事業紹介等ホームページの充実や『ふらっと』通信の発行など多くのチャンネルを使った積極的な情報発信を行いました。【人権情報の収集・提供事業 921110】(人セ)

また、さまざまな人権課題とあらゆる差別解消に向けた取り組みを積極的に展開している特定非営利活動法人 伊丹人権啓発協会にセンター事業の一部を委託し、手作り給食会、人権生活相談、太鼓など各種伝統文化講座、手芸などの創作活動、人権ネットワークの構築などの事業を実施し、市民力、地域力を活用した啓発活動を行いました。【人権文化啓発等委託事業 921111】(人セ)

(4) 内容・方法の充実

▽いたみヒューマンライツゼミ＝人権問題(女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人市民など)に対する関心を持ち、参加学習型のファシリテーター(進行役)としての必要な知識・スキル(技能)、態度などの習得を図りました。学校、地域、家庭等のあらゆる市民を対象に研修の充実と質的な深化を図ることを目的として、いたみヒューマンライツゼミを開催し、108 人の参加がありました。【いたみヒューマンライツゼミ 921103】(人教)



いたみヒューマンライツゼミの様子

▽人権作文・ポスターの募集＝多くの市民が人権課題への興味・関心を高めることを目的として、人権作文・標語・ポスターの募集を行い、市民の積極的な参加を図りました。作文 5,972 編、標語 2,526 点、ポスター1,004 点の応募があり、入選作品については「人権週間記念作文集」に収録し、幼児・児童・生徒を通じて家庭へ配布するなど、学習・研修資料として積極的な活用を図りました。【人権啓発標語募集事務 921121】【人権作文・ポスター募集事務 921122】（人教）

人権ポスター・人権啓発標語入賞作品展を平成 28(2016)年 11 月 29 日～12 月 12 日まで市役所 1 階ロビー、12 月 13 日～22 日まではことば蔵ギャラリーにて開催し、人権について考えた作品展示を通じて市民への啓発の機会としました。【人権作文・ポスター募集事務 921122】【人権啓発標語募集事務 921121】（人教）

▽「広報伊丹」への掲載＝①平成 28(2016)年 8 月 1 号に平和特集記事を掲載。市民の戦争体験として 71 年前の伊丹の爆撃をテーマとした記事を掲載し、平和と生命の尊さを訴えました。（国平）

②平成 28(2016)年 10 月から 12 月の各 1 日号には、はなさと幼稚園長の奥村恵子おくむらけいこさんによるコラム「シリーズ人権尊重のまちづくり」を 3 回にわたって連載し「遊び」を通じた幼稚園教育について考える機会としました。

▽教育広報紙「教育いたみ」他＝「人権教育シリーズ」において伊丹市立荻野小学校長の宮谷和教みやたにかずのりさん(伊丹市人権教育指導員)による人と関わることによる自尊感情向上の大切さについて掲載しました。伊丹市人権・同和教育研究協議会と教育委員会は、人権・同和教育だより「ひかり」第 44 号を計 28,000 部発行し、学校園に配布するなど幅広く啓発に努めました。（人教）

▽7・8 月を「平和を考える夏」と位置づけた啓発パンフレットを作成、11・12 月を「人権ネットワーク」として啓発パンフレットを作成し、児童・生徒に配布するほか公共施設等にも配置し、関係部局と連携して平和・人権啓発事業を実施しました。市ホームページ上では、講座やイベント情報、視聴覚教材の一覧、人権ポスター入賞作品を掲載するなど情報発信に努めました。（同人・国平・人教・広報）

資料

人権教育・啓発推進に関する数値の推移(伊丹市行政評価から)

指 標	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
伊丹市人権・同和教育研究協議会関係研修会等への参加者数(人)	3,117	3,521	3,427
人権教育研修会参加者数(人)	4,213	3,973	3,581
視聴覚教材貸し出し件数(件)	248	180	260
人権文化啓発等委託事業参加者数(人)	1,285	1,354	1,149
人権文化市民講座・啓発事業参加者数(人)	3,088	3,468	3,257
人権センター・児童館来館者数(人)	63,666	53,976	51,157
ぎょうぎ温泉入浴者数(人)	29,318	28,783	28,711
ふれあいセンター利用者数(人)	9,265	9,584	8,252
地域に学ぶ体験学習支援事業(ジョイントクラブ)参加者数(人)	1,671	1,746	1,165
「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」参加者数(人)	321	319	331
人権啓発標語応募件数(件)	3,178	3,458	2,533
人権作文・ポスター応募件数(件)	6,305	6,949	6,976
戦争と平和展来場者数(人)	706	1,007	1,064
平和啓発事業リーフレット配布枚数・参加者数(人)	11,497	13,842	11,092
男女共同参画推進市民フォーラム参加者数(人)	53	91	68
伊丹マダン参加者数(人)	1,500	1,600	4,000
国際・平和交流協会支援事業参加者数(人)	118	176	414

伊丹市人権教育・啓発白書 平成 28(2016)年度事業内容

平成 29(2017)年 12 月 発行

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課

TEL:072-784-8077 FAX:072-780-3519

伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

TEL:072-784-8113 FAX:072-780-3519